

○建設コンサルタント等に係る公募型指名競争入札の実施について

平成6年9月30日港管第2216号

最終改正 令和4年3月30日国港総第747号、国港技第110号

港湾局長から特定部局長あて

標記について、「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の実施について（平成6年6月1日付け官会第1299号の5）が通達されたことに伴い、地方整備局（港湾空港関係に限る。以下同じ）の所掌する土木建築に関する工事の設計又は調査等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、指名業者の選定にあたり建設コンサルタント等の入札参加意欲を反映するとともに、当該業務の実施に係る技術的適性を把握するための参加表明書の提出を建設コンサルタント等から幅広く求める公募型指名競争入札に係る具体的取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、指名業者の選定手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

記

1 対象業務

本手続の対象業務は、契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。）にいう測量、調査、建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について」（平成6年9月30日付け港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき見積価額が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。）以上のものとする。ただし、土木詳細設計業務、建築実施設計業務は本手続の対象としないものとする。

2 参加表明書の提出

- (1) 地方整備局長、副局長若しくは次長（以下「局長等」という）は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、取扱要領に基づく指名競争参加資格の決定を受けている者を対象として、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期間は、原則として5（1）の入札説明書の配付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性等に応じて局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他

の登録規程に基づく登録状況

- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他局長等が必要と認める事項

4 手続開始の公示

(1) 局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を当該地方整備局の本局において掲示するとともに、官報に掲載することにより公示するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
- ③ 入札参加者に要求される資格要件及び入札参加者を選定するための基準
- ④ 入札説明書の入手方法、入手場所及び入手できる期間
- ⑤ 入札執行の日時及び場所
- ⑥ 関連情報を入手するための照会窓口
- ⑦ その他局長等が必要と認める事項

(2) (1) の公示においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書の提出期限
- ③ 入札執行の日時
- ④ 入札説明書を入手するための照会窓口

5 入札説明書の配付

(1) 4 (1) の公示後速やかに、(2) に掲げる事項を記載した入札説明書の配布を開始することとし、入札執行の日の前日まで配付するものとする。

(2) 入札説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務の詳細な説明
- ② 参加表明書の作成様式及び記載上の留意事項
- ③ 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
- ④ 入札参加者に要求される資格要件及び入札参加者を選定するための基準
- ⑤ 入札説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- ⑥ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
- ⑦ 公示の写し、契約書案、仕様書案
- ⑧ 支払条件
- ⑨ その他局長等が必要と認める事項

(3) (2) に掲げるもののほか、入札説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は入札参加者として選定されないこと

- ② 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とすること
- ③ 提出された参加表明書は、返却しないこと
- ④ 提出された参加表明書は、提出者に無断で使用しないこと
- ⑤ 参加表明書に記載した予定技術者は、変更することができないこと
- ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を行うことがあること

6 入札参加者の選定

- (1) 局長等は、参加表明書の審査を行い、審査結果を踏まえ、取扱要領第18条の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を指名運営委員会の議を経て、指名するものとする。
- (2) 指名から入札までの期間は、原則として、40日間以上とするものとする。
- (3) 局長等は、(1)の参加表明書の審査を行うために、プロポーサル方式実施通達記6の建設コンサルタント等選定委員会を活用するものとする。

7 非指名理由の説明

- (1) 局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、局長等に対して非指名理由について説明を求めることができるものとする。
- (3) 局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、5(1)の入札説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該業務に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、取扱要領第18条の指名基準の各事項のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 局長等は、(3)の回答内容を指名運営委員会に報告するものとする。

8 苦情申立て

本通達に基づく指名業者の選定その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

付則

この通達は、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成10年3月19日付け港管第659号）

この通達は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成16年4月1日から適用する。

附則

本通達は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日国港総第959号）

本通達は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月21日国港総第739号、国港技149号）

この通達による改正後の各規定は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（平成26年3月28日国港総第613号、国港技129号）

この通達による改正後の各規定は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（平成28年3月18日国港総第496号、国港技81号）

この通達による改正後の各規定は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（平成30年3月9日国港総第492号、国港技81号）

この通達による改正後の各規定は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

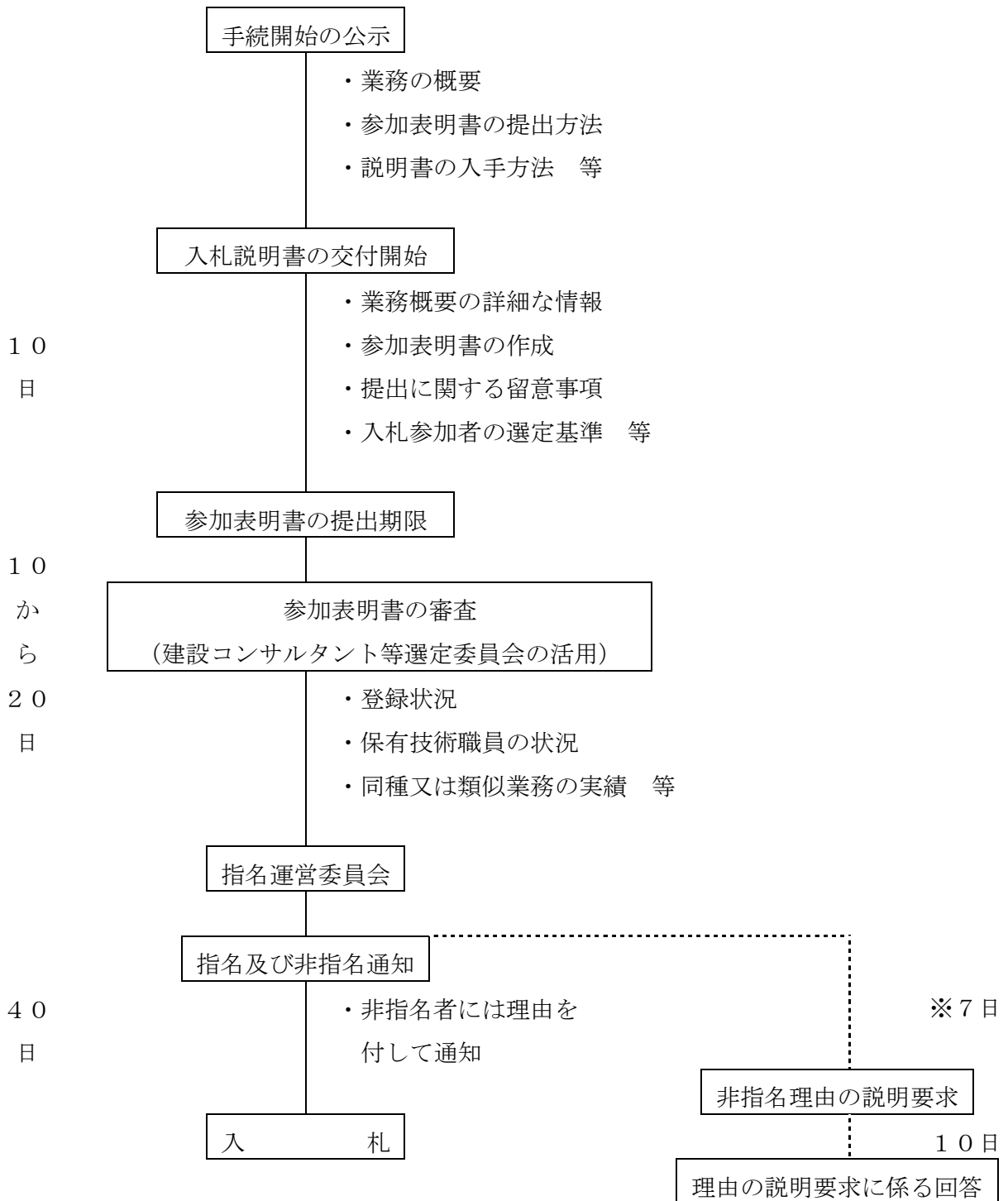
附則（令和2年3月17日付け国港総第654号、国港技第95号）

この通達による改正後の各規定は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（令和4年3月30日付け国港総第747号、国港技第110号）

この通達による改正後の各規定は、令和4年4月1日から契約を締結する工事等に適用する。

公募型指名競争入札方式の手続（建設コンサルタント等）



(注) ※は、土曜、日曜、祝日等を含まない。